

(様式第2号)

## パブリックコメント実施結果

件名 宍粟市中小企業等振興基本条例（案）に係る意見について

担当課 産業部 商工観光課 商工労政係

意見の募集期間 平成29年12月20日から平成30年1月18日まで

意見提出者数 1 団体（持参 1 団体、郵送 0 人、FAX 0 人、電子メール 0 人）

意見提出件数 5 件

### 意見の概要と市の考え方

反映区分	内容	件数
A	計画等に反映させるもの	0 件
B	計画等に反映済みのもの	2 件
C	今後の参考とするもの	2 件
D	計画等に反映できないもの	1 件
E	その他の感想や質問など	0 件

#### 〔項目名 第2条（定義）〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	大型店及び大型店を営む者の役割、位置付けは。	本条例は中小企業等を対象とした条例であることから、大型店及び大型店を営む者について定義していない。	D

#### 〔項目名 第4条（基本施策）〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
2	雇用促進・経営革新・創業促進・受注促進の具体施策の条文化は。	第4条に定める基本条項に基づき、個別の具体施策について別途要綱等を定めて推進する。	C

#### 〔項目名 第5条（市の役割）〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
3	「商工業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる」旨の条文を追加すべきでないか。	第1項に記載のとおり、振興施策については必要な財政措置も含めて総合的に推進するものとする。	B

〔項目名 第6条（中小企業者の役割）〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
4	第5項について、中途採用者及びU I J ターン者を対象に加えてはどうか。	第5項は市内の教育機関との連携を想定したものであり、中途採用者及びU I J ターン者については、第2項で雇用機会の確保、人材育成の対象としている。	B

〔項目名 第11条（検証及び評価）〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
5	検証評価は誰が行い、どのように施策に反映するのか。(第三者組織を設立すべき)	本条例は中小企業等の振興に関する基本事項を定めるものであり、検証及び評価は個別の具体施策ごとに行政評価を行う。なお、必要に応じ第三者組織の設置を検討する。	C